

平成23年8月2日

7月28日から的大雨による被害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生 に対する緊急採用・応急採用の募集について

このたびの大雨により災害に遭われた世帯の学生について、日本学生支援機構奨学金の緊急採用及び応急採用の申込みを下記のとおり受付します。希望する学生は学生課窓口で申請書類を受け取り、手続きを行ってください。

記

1. 災害救助法の適用地域

【新潟県】 新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市

【福島県】 喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町

2. 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等に災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で、同等の災害に遭った者についても申込資格を認めます。

3. 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金）：平成23年7月以降で希望する月。
- (2) 応急採用（第二種奨学金）：平成23年4月以降で希望する月。

4. 貸与終期

- (1) 緊急採用：平成24年3月まで。ただし、希望により1年延長可。
- (2) 応急採用：修業年限の終了月まで。

その他質問等ありましたら学生課窓口まで